

DCマッチング拠出の導入等が 税制改正大綱(政府税調)に明記

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考にDB年金、厚生基金のお客様にお送りしています。

ポイント

DCマッチング拠出の導入(1)が平成22年度の税制改正大綱(2)に盛り込まれました。

併せて、中途引出要件の緩和等(3)の他のDC関連の措置も盛り込まれました。

- (1)平成21年度税制改正大綱に盛り込まれ、その後法案提出されたものの、政権交代に伴い、廃案となったもの
- (2)政府税制調査会より12月22日付で公表されたもの
- (3)同じく廃案となった被用者年金一元化法案に盛り込まれていたDC関連の措置
- (4)☞ <http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/211222taikou.pdf> (38、41頁ご参照)

平成22年度税制改正大綱の概要(DC関連)

- 企業型DCに導入される個人拠出掛金(マッチング拠出掛金)について、その全額を所得控除の対象とする。

個人拠出掛金は全額所得税が設定されていません。また、個人拠出掛金の上限額については言及がありませんが、厚生労働省の税制改正要望を鑑みると「事業主掛金額+個人拠出額 拠出限度額、かつ個人拠出額 事業主掛金額」と考えられます。

- 併せて、中途引き出し要件の緩和、資格喪失年齢の引上げ後も現行のDC制度の税制優遇措置を適用する。

これらの措置は、いずれも廃案となった被用者年金一元化法案に盛り込まれていたものです。

いずれも施行には国会決議が必要となりますので、現時点では施行日等の詳細が不明です。

以上